

令和3年度  
逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書

令和4年1月

## 1. はじめに

「逗子海水浴場の運営に関する検討会」（以下「運営検討会」という。）は、平成 26 年 3 月 3 日に全部改正され、公布・施行された「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」（以下「海水浴場条例」という。）及び「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則」（以下「海水浴場規則」という。）に基づき平成 27 年 3 月 19 日に設置された。本報告書は、運営検討会が令和 3 年度の逗子海水浴場事業者・利用者ルール（以下「海水浴場ルール」という。）に関する事、安全で快適なファミリービーチとしての振興に関する事及び海水浴場条例・海水浴場規則に関する事について、協議・検討を重ねたものを取りまとめ、市長に報告するものである。

## 2. 運営検討会の活動

運営検討会では、海水浴場条例・海水浴場規則・海水浴場ルール（以下「条例等ルール」という。）及び安全で快適なファミリービーチとしての振興策について、検討・協議を重ねた。

令和3年3月には、海水浴場開設の有無が決定されていない状況ではあったものの、開設した場合の海水浴場ルール案の協議・検討を行った。検討にあたっては、新たに「逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール」（以下「感染防止ルール」という。）を追加するなど、感染症対策についても協議した。

その後5月27日の逗子海水浴場開設の発表を受けて開催された第2回検討会において、より具体的な感染症対策等の運用を協議・検討した。

また、海水浴場開設期間中は「逗子らしい安全安心で快適な魅力ある海水浴場」を推進していくために、課題や目的を共有する合同パトロールを実施するとともに、海水浴場の現状を定期的に確認した。

海水浴場開設期間終了後は、今年度の逗子海水浴場の総括や来年度に向けた課題の整理、振興策等を議論し、「逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）を作成した。

### 運営検討会開催一覧

回数	日時	備考
第1回	令和3年3月25日 14:30~16:30	令和3年度海水浴場ルール検討等
第2回	令和3年6月9日 13:00~15:30	令和3年度海水浴場運営検討
第3回	令和3年10月15日 14:30~16:45	令和3年度海水浴場総括
第4回	令和3年11月24日 14:30~16:30	課題の整理
第5回	令和3年12月24日 14:30~16:30	課題の整理・振興策の提案・ 令和3年度報告書検討

### 合同パトロール実施一覧

実施日時	参加者
令和3年7月31日 18:00~19:00	54名
令和3年8月28日 18:00~19:00 ※緊急事態宣言中のため参加人数の制限を行った	24名

### 3. 条例・規則・ルール

#### ■利用者に関する内容

##### <実施状況>

利用者に関するルールについては、平成 26 年度から条例禁止事項としている「砂浜でのバーベキュー」、「砂浜での飲酒」、「他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーの露出」、「スピーカー等を使用して、音又は音声を流すこと」は今年度も継続された。さらに感染防止ルールの遵守が追加され、海水浴場への道中でのマスク着用や海水浴場内での身体的距離の確保がルール化された。また、ここ数年検討課題として挙げられた「条例等を意図的に守らない利用者」や「条例等を理解できない外国人」に対しては、今年度初めて警察と連携した退場勧告や外国人通訳アドバイザーの配置を実施することで一歩踏み込んだ対策がなされた。また、今年度は紙巻きたばこの全面禁煙及び加熱式たばこの分煙の取り組みが市と逗子海岸営業協同組合（以下「海岸組合」という。）により連携して試行的に実施された。

開設期間中、目まぐるしく変化する新型コロナウイルス感染症のまん延状況に対応するため、海の家における酒類提供の停止や海水浴場の休場等が迅速に実施された。また、休場中であっても市・マナーアップ警備員・警察官・海岸組合等により条例等ルールに基づく取り組みが徹底して行われた。特に海岸組合は海の家の営業ができない状況においてもパトロールや清掃活動を継続して実施した。

##### <報告>

新型コロナウイルス感染症のまん延によって目まぐるしく状況が変化する中ではあったが、多くの関係者の尽力により、様々な感染防止策を講じたうえで大きな事故やトラブルもなく無事に乗り切ることができた。

課題であった「条例等を意図的に守らない利用者」「条例等を理解できない外国人」については、退場勧告や外国人通訳アドバイザーの配置により効果があったため、来年度以降も継続して実施されるよう要望する。しかし、酒の販売をしていると疑わしき利用者も確認されていることから、条例等ルールを守らない利用者に対しては、警察と連携して厳格な対応が必要である。

今年度新たに課題となった「たばこの取り扱い」と「犬の持ち込み」については、現場での運用を考慮した上でルールへの反映の有無を含めて試行的に取り組み、検証する等慎重な検討が必要である。

また、来場者へごみの分別・街中でのポイ捨て禁止の呼び掛けを行う「ごみゼロナビゲーション」については、財源が確保されている間にごみの回収をする代わりに処理のための寄附を募る等、将来にわたって持続可能な仕組み作りが必要である。

## <意見>

(海水浴場の風紀)

- 海の近くで安心して暮らせたのは皆さんのお力のおかげだと思う。海岸放送もいつもより聞こえた。
- 屈強な警備員がいたのがうれしかった。外国語を話せる方がいたこともよかった。海岸組合の警備諸々感謝申し上げる。
- 他市町などが混乱しながら休場したことを踏まえると、皆さんの協力により混乱なく、速やかに対応できたのではないか。休場後も権限を持ち、海岸組合、警察とも協力してパトロールできた。その結果、飲酒に対して退場という一步踏み込んだ対応ができ、大きく前進した。検討会を始め多くの関係者が、逗子海水浴場について関心を高く持っており、これが逗子の強みだと今年は感じた。
- コロナ禍であっても人出が減った印象はなく、いつもの夏だった。安心して安全というのは、逗子警察署地域課の頑張りが大きかったと思う。パトカー、バイクがかなりパトロールしてくれて、犯罪になるギリギリのところでの小競り合いなどを抑止してくれた。ファミリーの来訪が顕著に多く、親子連れが海を楽しまれたのは事実である。海の家がなかったのは残念だし、組合が頑張ったのに営業が出来ず、成果が上がらずお気の毒である。マナーアップについて、酒はコロナ禍で我慢できず、隠れてでも飲みたい人が多かったという印象。
- 休場により海の家は無人だったにもかかわらず、浜にはたくさんの方がいて違和感があった。
- みんなで一丸となっていたことを市民や来訪者にも知ってもらえるようにしたい。
- 加熱式たばこの分煙についてはきちんとルールを作ってもっとアピールした方がいいのではないか。今のままでは正式には浜で吸ってもいいとなるが、実際の運用上は吸える場所が限定されているので、ルールを作った方がより効果的だと思う。  
海岸組合独自の取り組みとするよりは、他の海水浴場になくおさら新しい取り組みとして、検討会としてルールに定め、市として周知すればより効果的だと思う。
- 加熱式たばこの分煙について、企業と連携して大々的にPRしようとしたところ、海水浴場が休場して周知徹底ができなかったため、通路などでたばこを吸う人がいた。来年からPRを強化していこうと思っている。
- やるなら紙巻き式、加熱式と分けて、海水浴場で唯一たばこは全て禁煙という方が良い。
- 喫煙所を設けてキープクリーンはいいと思う。たばこの種類はまだ浸透していないので、そこに配慮して周知していくことが大切である。

(ルールを守らない利用者)

- タトゥーは文化になっているため注意しづらい。
- 警備員のやる気もあり、厳しい対応を取った頃から雰囲気が変わった。

- 中で飲酒していると思われる小さいテントが多いため、来年は規制できないだろうか。
- 小さいテントの規制はファミリー層の排除にもなってしまうのですべきでない。
- 令和元年度からの大型テントの規制は、テント飛散、人数以上の場所の占有やロープでの躓きなどの防止が目的であった。今後混乱が生じるならば検討する必要がある。
- 今年は3回違反行為の注意の後、退場勧告を行ったということだが、来年は2回違反したら追い出してもいいと思う。また、身分証がなければ、顔写真を撮って追い出すということをやってもいいと思う。

#### (外国人への周知)

- 7月31日の合同パトロールで外国人が多くて驚いたという意見があった。その後外国人通訳アドバイザーが入ってかなり効果があったと思う。
- 通訳アドバイザーは非常に効果的だと思うので、ずっと続けていただきたい。
- 明らかにビーチに害を及ぼしている利用者があり、警察行為で身分証の提示を求めてほしかったが特に求めているようには見受けられなかった。どういった手順を追えば身分証の提示を求め、身元を明らかにするのか知りたい。何者か分からないまま来場を続けられるのはこわい。
- 酒の販売をしていると疑われる利用者がいたため、犯罪行為に対しては排除するなど適切に対応してもらいたい。

#### (ごみ)

- 毎週金～日曜日になると国内で流通していないようなビンが街中に捨てられている。店の防犯カメラで外国人だと分かるが、習慣なのか飲み終わった瓶を割って捨てて行く。クーラーボックスごと捨てていくことが2回あった。来年は厳しくしないとイケないと思う。モラルの問題であり、啓蒙が必要である。
- 熱海の災害の関係でプラゴミの漂着が多く、さらに例年にないほどの流木が流れ着いたことにより漂着ごみが増加した。
- 海岸中央でのエコステーションの取り組みは評価されているので、続けていければいいと思うが、助成金があるうちに受益者負担について考えていくべきではないか。そういった仕組みづくりが重要である。
- 来年からでも募金してもらってはどうか。もともとごみは持って帰るのが当たり前である。
- ごみは販売店に返すべきだと思うため、そのごみが海岸で捨てられていくのであれば販売店からお金を貰えばいいと思う。
- どのくらいごみ処理にお金がかかっているか公表することも募金のために良いPRかもしれない。無人の募金箱を置いておくと持っていかれたりしてしまうかもしれないので、QRコード決済でできるようにはできないか。

- 20 円くらいのノベルティを渡すとかもいいかもしれない。
- 趣旨をきちんと伝えて、利用者に理解を促し、協力してもらうようにすることが大切。
- 極端なことを言えば、寄付を募る働きかけをすることでコストがかかるとしてもやってもらいたい。

(その他)

- 休場して人がいない中で犬の持ち込みを制限されるという異例の状況であったために苦情が多かったと思われる。
- 近隣住民としては浜での散歩が生活の一部となっている。衛生面が関係してくるのならば難しいが、犬が人に危害を加えることを危惧しているのであれば、降雨時などは少しルールを緩めてもいいかと思う。
- 天候や人出の状況によって判断するというのは、客観的な判断が難しい。現状のルールが分かり易くていいと思っている。ただし規制を緩和するならば、赤旗の場合ならまだわかりやすい。しかし、赤旗は遊泳禁止なだけであり、人はいる。
- 来年度以降、休場など同じような状況になったときには、そのような状況下での明確な判断基準を検討してもいいのではないか。

## ■海の家に関する内容

### 海の家営業時間

#### <実施状況>

閉店時間を全日 20 時 00 分とした。ただし、市長が条例、規則及びルールを遵守していないと認める海の家については、18 時 30 分までとした。

感染症のまん延状況に応じて対応できるよう、事前に市と海岸組合が協議の上覚書を締結した。実際に緊急事態宣言等に伴う営業時間の短縮等が要請された場合は協議・検討の上対応された。

#### <報告>

営業時間を 21 時まで延長したい旨の提案があり検討した結果、海岸組合のマネジメントのもと、地元住民の利用が多い平日から試しに延長するといった意見があったが、一方で新型コロナウイルス感染症の影響がある中では 17 時まで短縮してもらいたいといった意見もあったことから、来年度のルールを検討する中で改めて議論することとした。また、延長する場合には砂浜を含めての管理を海岸組合もしっかりと行うべきという意見もあった。

#### <意見>

- 来年度の営業時間は 21 時までをお願いしたい。ただし、感染症の状況によっては行政や検討会の方針に従う。

- 22時までとしてもらいたい。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮すると近隣住民としては17時にしてもらいたい。
- 海の家があるときは、20時くらいに浜で騒ぐ人はいなかった。昨年、今年をしてみると、パトロール終了後に騒ぎ出し、泊って帰る人もいた。海の家がないから荒れているように思う。
- 平日夜に来る客層は地元の人が多く、土日は市外からの来場者が多いということなので、平日は21時まで、土日は20時までということはどうか。
- 民生委員・主任児童委員・海を散歩している人などにアンケートをとったところ、17時までが3人、21時までは0人、平日21時で土日お盆17時までが7人、平日17時で土日お盆21時までが4人いた。
- 営業時間に規制がなかったときは、22時過ぎに営業しているのは1~2軒程度だった。
- 海岸組合幹部がマネジメントできれば問題ないと思う。
- 今は10年前よりマネジメントできている。経営者の顔もわかってきているし、ルールを守らない店には厳しい処分を下すこともあり、きちんとした体制が取れていると思っている。
- 海の家に集まってくる人々や浜に集まってくる外国人などの管理を全て行政に任せず、海岸組合にもきちんと管理してもらわないと困る。それを放置されると、近隣住民からの苦情につながる。
- 営業時間を延長する場合、マナーアップ警備員の警備時間も延長する必要があるが、警備費は今年度と同程度の時間数で想定している。閉店時間が変わる場合、予算の確保もあわせて検討する必要がある。

## 海の家の音楽・イベント

### <実施状況>

今年度も海の家の音楽について、音楽・イベントを原則禁止とした上で、出力をしぼった重低音を発生させない機器を市と海岸組合が指定した位置・向きで海の家に設置する条件でBGMを流すことを許可し、更に結婚パーティーでの音楽及びマイクの使用について海岸組合を経由して市が許可することで認めた。なお、今年度は結婚パーティーが実施されなかった。

### <報告>

将来的には具体的な企画提案があれば、それを受けて新たな許可手続きの仕組みを検討してはどうかという意見もあったが、来年度は現行のルールを継続すべきである。



### <意見>

- 現状音楽・イベントは禁止、BGMはルールに則って許可となっているが、来年度は音楽・イベントについてもルールに則って許可としていいと思う。
- 拡大解釈されて守らない人が出てくるので絶対禁止にしてほしい。経験上ジャンルによって規制すること等の線引きは難しい。営業時間などで信頼を得て、企画書をあげてもらって検討する方がいいと思う。
- 現状海岸組合内で相談はある。ただし、企画書をあげて、市民に理解を得られるルールを自分たちで考えて検討会に諮れるように考えるように言っている。海岸組合としては、検討会で説明できるような企画を持ってきてくれれば、話は通すというスタンスである。
- 音楽・イベントは原則禁止となっているが、内容により検討してほしい。
- 今の時代、SNSでの呼びかけなどによって不特定多数が集まってしまうので、それが禁止なのかなどその定義づけを検討してもらいたい。

## チェックリスト・イエローカード

### <実施状況>

平成28年度から導入したチェックリスト・イエローカード方式を継続して実施した。

チェックリストには、「出店者証」「従業員の入れ墨・タトゥーの露出」「音楽」「利用者の酒の持ち出し」「閉店時間」「その他」の6項目が記載され、各項目の行為を確認した場合、市職員、マナーアップ警備員もしくはマナーアップ警備員のパトロールに同行している腕章を付けた任意の検討会メンバーが、速やかに是正するように注意・指摘したうえで、注意書(イエローカード)を1枚発行し、累積枚数により処分を行うこととしたが、今年度もイエローカードの発行はなかった。

なお、まん延防止等重点措置に係る県実施方針に基づく要請(以下「県要請」という。)に反して店内での飲酒が確認された海の家に対する営業停止処分と県要請に反する営業の告知を行ったと疑われる海の家に対するペナルティを海岸組合が独自に実施した。

### <報告>

今年度もイエローカードの発行は無かったが、海岸組合による自主的な処分等があった。海岸組合によるマネジメントがされていることは評価できるが、引き続き条例等ルール遵守が徹底されるよう市及び海岸組合を中心に取り組まなければならない。

### <意見>

- イエローカードの発行は無かったが、海岸組合が個々の海の家であったことを把握して対処していることがなかなか伝わらないため、しっかりと対応していることは報告書に残したほうがいい。

## 海岸組合によるマナーアップ警備員のパトロールへの同行・街中パトロール

### <実施状況>

組合は、休場中も含めて海水浴場及び近隣の人家付近のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないように、風紀の乱れを防止、帰り客へ注意・啓発の対応を徹底することとした。また、組合と市が現状・目的を共有し、個々の海の家が条例等ルールへの理解を深め遵守するために、マナーアップ警備員が実施する巡回(14時・18時)に従業員が同行することとした。なお、18時の巡回には、市民が同行できるものとした。

### <報告>

マナーアップ警備員のパトロールに従業員が同行することで、個々の海の家へのルール浸透及びパトロールの効果を高めることにつながった。特に休場中においてもパトロールへの同行が実施されたことは生活環境の保持に貢献し、評価すべき点である。今後も同様に継続してもらいたい。

### <意見>

- 今後も同様に継続していただきたい。(同様意見複数あり)
- 組合員もいるとパトロールの人数が多くなるため、悪いことをしてはいけないという雰囲気づくりに役立っているのではないか。

## 感染症対策

### <実施状況>

組合は、感染防止ルールの取り組みのほか、全店舗へのキャッシュレス決済の導入、会話音量を抑えるためのBGM音量制限、店内放送によるマスク着用や会計時の距離確保等の感染防止への協力の呼びかけ、「神奈川県感染防止対策取組書」の全店舗登録、海の家前への身体的距離の目安となるフラッグの設置を行った。

### <報告>

状況の変化に対して迅速かつ丁寧に対応したことは誇らしいが、ルールの徹底がされていないのではないかといった意見もあったことから、ルール遵守の徹底がなされるよう取り組んでもらいたい。

### <意見>

- 海の家が建っているのに営業していないことに違和感があったと思う。他市ではずっとお酒を出して開設していたが、逗子は早く休場し、きちんと対応したのは市民として誇らしいという評価はあった。

- 民生委員・主任児童委員・海を散歩している人などにアンケートをとったところ、ワクチン接種証明をどう扱うのか、マスクをしていない海の家オーナーがいた等の回答があった。特に東側は客も店員もマスクをしてなくてこわいとのことだった。

## ■来年度海水浴場開設に向けて

### 開設の可否

#### <実施状況>

検討会での協議を経て作成したルールに則り市が開設を決定した。

#### <報告>

検討会や住民の意見を開設可否の判断により反映してもらいたいという意見があった一方で、住民代表として選ばれた代表者でもない検討会が判断の中心になることは難しく、責任も負えないといった意見もあった。感染症流行の影響で目まぐるしく状況が変わる中では、即座に会議を開くは難しいことから、状況ごとの対応を事前に想定しておき、市へ提言するとともに各団体の意見を抽出できるよう、会議運営を工夫するよう要望する。

#### <意見>

- 残念なことに、状況変化に伴う検討会が開かれず、一部の人間が全てを決めていた。3～4年前は毎月開き、多様な意見を取り入れていたが、それができなかったのは非常に問題である。多様な意見をちゃんと聞くまちになっていただきたい。
- やれるだけのことはやったと思っている。市民参加のプロセスとしてもこれ以上は難しかったと思う。
- 開設については、開設が決まった後に6月の検討会で説明があった。一方的に開設の報告があったため、住民の意見を聞いてもらうために開設直前にアンケート結果を踏まえた要望を市に提出した。今年は時間がなく緊急アンケートとなったが、来年の開設については1月にアンケートをとって2月に取りまとめたと考えている。内容について前回のアンケートから少し変えたいと考えており、市から聞いてほしい項目があれば準備したい。1月中旬にはアンケート項目をまとめて配布したい。
- 最終的に判断するのは市であるため、検討会ではこういう場合はこうすべき又はすべきでないといった内容を議論しておいて、こう判断してくださいと市に伝えるべきでないか。
- 今年が良い検討のヒントになる。来年度コロナの影響がどの程度あるかは分からないが決めるときには時間がない。自治会だけでなく、住民全体に意思決定の過程をどう報告するかの手法も検討してもらいたい。紙を印刷して配っているのでは追いつかないこともあると思うため、電子的な周知の手段も検討してもらいたい。

- 月に一回集まれるかどうかの頻度だと参考意見にしかならない。市はもっと早く判断しないといけない。その判断の中心にこの検討会が必要になるのであれば週に一回や日次でやらないといけないため、検討会の在り方を整理しないといけない。
- 海水浴場は逗子市にとってとても大切なものであるため、市民からもっと注目されるようになるべきだと思う。参加率がどうで誰が参加しているのかに関心を持たれ、傍聴ももっと来るようになるのが理想的である。
- 会議の招集が直前すぎる。第三日曜日とか決めておいてくれれば予定も空けられる。
- 今の開催方法だけでは限界がある。検討会の判断が反映されるようになってほしいが、市民の代表ではないため判断が決定になるのは違う。
- 開設可否の意見を提出するのはいいが、開設中にやめる判断をする時に検討会を開くのは難しいと思う。関係者はみんな海に張り付いて安全対策にあたっている。その状況で検討会を開くのは無理だと思うため、こうなったら開設する、こうなったら中断するといったことを考え、判断を託すのがいいと思う。
- 最終的には市長しか判断できない。やめると言うことはできるが、やめたらどうなるのかを我々には考えられない。多数決で意見を決めることもふさわしくなく、意見をまとめて出させてもらうのだと思う。明日集まって議論してくれと言われても集まらない。来年も判断は難しいと思うが、こういう意見があったと履歴を残してもらい、最終判断は市長にしてもらいたいとも報告書に書いてほしい。
- 明らかに無視されている現状がダメだと言っている。本来はきちんと検討会が開かれていれば、緊急アンケートをとる必要もなかった。市から海水浴場の大事な会議があると発表しておけば傍聴もたくさんあると思う。
- 都合のいい時だけ意見を聞くようなことにならないようにしてもらいたい。大事なことは聞かないのはいかなものかと思う。
- ルール協議の場であるため、開設可否については想定されていないと思うが、ルールにどう落とし込んでいくか検討が必要なのかとは思う。
- 広報のやり方を反省しないといけない。今年はコントロールのために開設され、横断幕にも広報にもうたっていたが、テレビでは逗子は海水浴場を開設しているということしか流れていなかった。外に露出するとき何が出て行ってほしいかは全員が把握しておかないといけない。一部しか取り上げられないのであればテレビの取材を受けないということも一つだと思う。今年の海水浴場の開設目的を明文化して共有できるようにしておくべき。結果的にやらないほうがよかったのかなと思ってしまった。
- 条例の全部改正をした当時は、誰がインタビューを受けてもいいようにここまでは答えられるようにという話し合いをしてしたと思う。来年もインタビューを受けるとするため、同じ答えができるようにするのも一つの方法だと思う。

## 海水浴場開設期間

### <実施状況>

当初7月2日（金）から9月5日（日）までとしていたが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を受け、7月16日（金）から9月5日（日）までに変更した。

### <報告>

現状の開設期間に問題はないが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況の変化に応じた対応は今後も適切かつ迅速にされるよう、事前調整等に努めてもらいたい。

### <意見>

- なし

## 4. 逗子海水浴場の振興策の提案

### <報告>

事務局から国際環境認証「ブルーフラッグ」取得の進捗状況の報告があり、概ね取得できる方向で進んでいるとのことであったが、現状で満足せずにより良くしていくために取り組んでもらいたいという意見があった。また、環境教育等のイベントを実施する際には、「ワッシュョイ！逗子海岸」等の既存のものとのターゲットの整理などが必要との意見もあった。

来年度に向けては、来場者の少ない平日の振興策について検討会のメンバーが各々で考えて検討会に臨んでいくことを確認した。

### <意見>

- ブルーフラッグ、観光協会のイベント「ワッシュョイ！逗子海岸」などを誰に向けてやっているのか分けて考えないとぼやけてしまう。ウォーターパークは市外の人に来てしまうから休業したのは分かるが、逗子の子どものための遊具がなくなったのは悲しいことである。そういった部分を分けながら考えないといけない。外向きにはできないけど、内向きにはできるなどの考え方をもてないかと思う。
- 歴史的には市外の人向けに行うのが海水浴場だが、これだけ住環境が変わっているのだから市民が海水浴場に来ることに舵を切るべき。市外の人には有料で市民は無料など、市民寄りにならないとやる意味がない。いかに市民に楽しんでもらうかに全注力するべき。少なくともこの検討会はそうあるべき。
- 海水浴場は逗子の産業だと思うため、逗子に法人税として還元されるように逗子の事業者だけが海の家出せるようにすればいい。
- ライブハウスがあった頃の売り上げで法人税計算したことがあるが、逗子全体の2%とか3%程度の額だった。昔は人が押し寄せていたが今は違い、大量に押し寄せても砂浜に入れない。お金持ちを優遇するのもありだと思う。

- 過去には市民が来やすいように地元割や朝カフェの振興策が出ていた。今年は開設するのもやっとだったが、段々と平常化していったことをやるべきか。ワークスペースの提案もあった。できることできないことあるが、提案もらいたい。
- 平日はガラガラで海岸組合としては少ないと感じているため平日の振興策は反映したい。
- 平日の振興策を宿題とし、皆さんに考えてきてもらいたい。
- 若い意見も取り入れていいのではないか。